**令和７年度**

**【No.11-２】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○ 指定重度障害者等包括支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| ＨＰ，Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第３　設備に関する基準

　　 設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 　４

　第４　運営に関する基準

　１　実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

２ 事業所の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

　３　障害福祉サービスの提供に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

　４　内容及び手続きの説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

５ 契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　６　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　７　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

８　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　９　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

10　介護給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

11　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

12　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

13　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

14　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

15　指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に

求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

16　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

17 介護給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

19　サービス利用計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

20　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

21　支給決定障害者等に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

22　管理者及びサービス提供責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

23　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

24　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

25　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

26　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

27　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

28　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

29　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

30　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

31　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

32　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

33　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

34　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

35　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

36　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

37　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　第５　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

２　重度障害者等包括支援サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

３　有資格者支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

３－２　喀痰吸引等支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

３－３　初回加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

３－４　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

３－５　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

３－６　地域生活移行個別支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

３－７　精神障害者地域移行特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

３－８　強度行動障害者地域移行特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

３－９　外部連携支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

４　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

５　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

６　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

７　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

（参考）主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

重度障害者等包括支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

Ⅱ　**主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準  １　指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の員数  （１）サービス提供責任者 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （３）指定重度障害者等包括支援の事業は，常時介護を要する利用者であって，その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて，障害福祉サービスを包括的に提供し，生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。  ①　指定重度障害者等包括支援事業所ごとに，サービス提供責任者を１以上置いているか。  ②　サービス提供責任者は，指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として，次のいずれにも該当する者を置いているか。  ア　第６の２の(１)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対する入浴，排泄，食事等の介護その他これに準ずる業務に３年以上従事した経験を有する者  イ　相談支援専門員  ③　１人以上は常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　配置されるサービス提供責任者のうち，１人以上は専任かつ常勤でなければならないが，管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。  また，指定重度障害者等包括支援事業所が，指定計画相談を行う場合において，指定計画相談に従事する相談支援専門員が，サービス提供責任者を兼務することなども差し支えない。 | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○（１）に同じ  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカーﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカーﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表 | 法第43条  平18厚令171第３条第２項  平25県条例第37号  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第126条  法第43条第１項  平18厚令171  第127条第１項  平18厚令171  第127条第２項  平18厚令171  第127条第３項  平18厚告547  平18障発第1206001号  第七１(1)①  平18厚令171  第127条第４項  平18障発第1206001号  第七１(1)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （２）管理者  第３ 設備に関する基準  　設備及び備品等  第４ 運営に関する基準  １　実施主体  ２　事業所の体制  ３　障害福祉サービスの提供に係る基準 | 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし，指定重度障害者等包括支援事業所の管理上支障がない場合は，当該指定重度障害者等包括支援事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。  　指定重度障害者等包括支援事業所には，事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか，指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設となっているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業所は，利用者からの連絡に  随時対応できる体制を有しているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業所は，自ら又は第三者に委託することにより，２以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業所は，その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。  （１）指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護，自立訓練，就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては，当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は，平成18年厚生労働省令第74号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」又は平成18年厚生労働省令第177号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定する基準を満たしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○ 事務室又は区画，設備及び備品等につ  いては，必ずしも事業者が所有している  必要はなく，貸与を受けているものであ  っても差し支えない。  ○　指定重度障害者等包括支援事業所は，緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならない。  ○　医療機関は，当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。 | ○管理者の勤務形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカーﾄﾞ）  ○勤務体制一覧表  ○従業者の資格証  ○平面図  ○指定申請書(控)  ○指定申請書(控)  ○勤務表  ○出勤簿（タイムカーﾄﾞ）  ○組織表  ○協力医療機関と  の契約書 | 平18厚令171第128条  準用(第６条)  法第43条第２項  平18厚令171第129条  準用（第8条第１項）  平18障発第1206001号第七２準用(第三２(3))  法第43条第２項  平18厚令171第130条  平18厚令171  第131条第１項  平18障発第1206001号  第七３(2)①  平18厚令171  第131条第２項  平18厚令171  第131条第３項  平18障発第1206001号  第七３(2)③  平18厚令171  第132条第１項  平18厚令174  平18厚令177 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　内容及び手続きの説明及び同意 | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，従事者に，その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。  （３）指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては，当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は，その提供する障害福祉サービスごとに平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」（障害福祉サービス基準）に規定する基準を満たしているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，社会福祉法第77条  (利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付  を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をし  ているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者及び指定重度障害者等包括支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。  ○　書面交付事項  　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  　②　当該事業の経営者が提供する指定重度障害者等包括支援の内容  　③　当該指定生活介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定重度障害者等包括支援の提供開始年月日  　⑤ 指定重度障害者等包括支援に係る苦情を受け付けるための窓口  ○　利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面 | 平18厚令171  第132条第２項  平18厚令171  第132条第３項  平18障発第1206001号  第七３(3)③  平18厚令171第136条  準用（第９条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(1))  平18厚令171第136条  準用（第９条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ５ 契約支給量の報告  等  ６　提供拒否の禁止  ７　連絡調整に対する協力  ８　サービス提供困難時の対応 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を提供するときは，当該指定重度障害者等包括支援の内容，契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  （２）契約支給量の総量は，当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  （４）指定重度障害者等包括支援事業者は，受給者証記載事項に変更があった場合に，（１）から（３）に準じて取り扱っているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，正当な理由がなく，指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。    　指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業者を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支  援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し  自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であ  ると認めた場合は，適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者  等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　受給者証への記載事項  　①　当該事業者及びその事業所の名称  　②　当該指定重度障害者等包括支援の内容  　③　当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度障害者等包括支援の提供量（契約支給量）  　④　契約日　　　　　　　　　　など  ○　当該契約に係る指定重度障害者等包括支援の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度障害者等包括支援の量を記載すること。  ○　指定重度障害者等包括支援事業者は，(１)の規定による記載をした場合には，遅滞なく市町村に対して，当該記載事項を報告すること。  ○　提供を拒むことのできる正当な理由  　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  　②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難な場合  ※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　事務連絡）  　③　入院治療が必要な場合 | ○受給者証（写）  ○同上  ○契約内容報告書  ○受給者証（写）  ○契約内容報告書  ○運営規程 | 平18厚令171第136条  準用（第10条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(2)①)  平18厚令171第136条  準用（第10条第２項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(2)②)  平18厚令171第136条  準用（第10条第３項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(2)③)  平18厚令171第136条  準用（第10条第４項）  平18厚令171第136条  準用（第11条）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(3)(②を除く))  平18厚令171第136条  準用（第12条）  平18厚令171第136条  準用（第13条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ９　受給資格の確認  10　介護給付費の支給の申請に係る援助  11　心身の状況等の把握  12　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  13　身分を証する書類の携行 | 指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有・無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　証書等には，当該指定重度障害者等包括支援事業所の名称，当該従業者の氏名を記載するものとし，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ○受給者証（写）  ○アセスメント記  　録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○身分を証する書類（名札等） | 平18厚令171第136条  準用（第14条）  平18厚令171第136条  準用（第15条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第15条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第16条）  平18厚令171第136条  準用（第17条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第17条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第18条）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(8)) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　サービスの提供の記録  15　指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を提供した際は，当該指定重度障害者等包括支援の提供日，内容その他必要な事項を，指定重度障害者等包括支援の提供の都度記録しているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，（１）の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  　ただし，16の（１）から（３）までに掲げる支払については，この限りでない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者及び指定重度障害者等包括支援事業者が，その時点での指定重度障害者等包括支援の利用状況等を把握できるようにするため，指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を提供した際には，当該指定重度障害者等包括支援の提供日，提供したサービスの具体的内容（例えば，身体介護と家事援助の別等），実績時間数，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を，後日一括して記録するのではなく，サービスの提供の都度記録しなければならない。  ○　利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。  　①　指定重度障害者等包括支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  　②　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。 | ○サービス提供の記録  ○サービス提供の記録  ○利用者への交付書面(控)  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等 明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書 | 平18厚令171第136条  準用（第19条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(9)①)  平18厚令171第136条  準用（第19条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第20条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(10)①②)  平18厚令171第136条  準用（第20条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16　利用者負担額等の受領  17　介護給付費の額に係る通知等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，（１）及び（２)の支払を受ける額のほか，支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合は，それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができるが，支払を受けているか。  （４）指定重度障害者等包括支援事業者は，（１）から（３）の費用の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  （５）指定重度障害者等包括支援事業者は，（３）に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者等に対し，当該サービスの内容および費用について説明を行い，支給決定障害者等の同意を得ているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，法定代理受領により市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定重度障害者等包括支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○領収証  ○重要事項説明書  ○通知（写）  ○サービス提供証明書（写） | 平18厚令171第136条  準用（第21条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第21条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第21条第３項）  平18厚令171第136条  準用（第21条第４項）  平18厚令171第136条  準用（第21条第５項）  平18厚令171第136条  準用（第23条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第23条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 18　指定重度障害者等包括支援の取扱方針  19　サービス利用計画の作成 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，重度障害者等包括支援計画に基づき，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は，指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  （４）指定重度障害者等包括支援事業者は，その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  （１）サービス提供責任者は，利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて，週を単位として，具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。  （２）サービス提供責任者は，重度障害者等包括支援計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定重度障害者等包括支援事業者自らが，指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより，サービスの改善及び質の向上を図らなければならない。  ○　重度障害者等包括支援計画は，サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等に加え，利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や，急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法，緊急時における対応方法等を記載した書面である。  なお，利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が，当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。  ○　重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において，速やかに，当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し，上記の内容をとりまとめし，その内容について利用者及びその家族等に説明を行い，遅滞なく交付すること。 | ○サービス利用計画書(利用者ごと)  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類  ○個別支援計画及び交付した記録 | 平18厚令171  第133条第１項  平18障発第1206001号  第七３(4)  平18厚令171  第133条第２項  平18厚令171  第133条第３項  平18厚令171  第133条第４項  平18厚令171  第134条第１項  平18障発第1206001号  第七３(5)①  平18厚令171  第134条第２項  平18障発第1206001号  第七３(5)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 20　緊急時等の対応  21　支給決定障害者等に関する市町村への通知  22　管理者及びサービス提供責任者の責務 | （３）サービス提供責任者は，重度障害者等包括支援計画作成後においても，当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行っているか。  （４）サービス提供責任者は，重度障害者等包括支援計画の変更の際も（１）及び（２）に準じて取り扱っているか。  　従業者は，現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は，当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は，当該指定重度障害者等包括支援事業所の従事者に，障害福祉サービス基準の第７章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  （３）サービス提供責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供責任者は，利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり，重度障害者等包括支援計画の作成後においても，利用者，その家族，サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより，サービス利用提供状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い，必要に応じてサービス等利用計画の変更の勧奨や，重度障害者等包括支援計画の見直しを行うこと。 | ○個別支援計画  ○同上  ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿（タイムカーﾄﾞ） | 平18厚令171  第134条第３項  平18障発第1206001号  第七３(5)③  平18厚令171  第134条第４項  平18厚令171第136条  準用（第28条）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(17))  平18厚令171第136条  準用（第29条）  平18厚令171第136条  準用（第66条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第66条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第30条第4項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 23　運営規程  24　勤務体制の確  保等  25　業務継続計画の策定等 | 指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種，員数及び職務の内容  ③　指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数  ④　指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　緊急時等における対応方法  ⑦　事業の主たる対象とする利用者  ⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑨　その他運営に関する重要事項  　　※　指定重度障害者等包括支援事業所所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。＜平18障発第1206001号第五３(6)④＞  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務） | ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「利用者の数」とは，指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し，あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数。  ○　「指定重度障害者等包括支援の内容」とは，当該指定重度障害者等包括支援事業所が，自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内容を指す。  ○　「事業の主たる対象とする利用者」として，サービス提供責任者の適性や配置状況等によっては，専門性を確保する観点から，事業の主たる対象を，これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えない。  ○　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は，その旨を規定し，「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年7 月7 日付け障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち，満たす機能を明記すること。  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する担当者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など | ○運営規程  ○研修計画  ○研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平18厚令171第135条  平18障発第1206001号  第七３(6)  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号当職通知）第二の２の（８）の①（参照）  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知）  平18厚令171第136条  準用（第33条第３項）  平18厚令171第136条  準用（第33条第４項）  平18厚令171第136条  準用（第33条の２第１項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第136条  準用（第33条の２第２項）  平18厚令171第136条  準用（第33条の２第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　衛生管理等  27　掲示  28　身体拘束等の禁  　止 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，当該指定重度障害者等包括支援事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該指定重度障害者等包括支援事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務）  指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，指定重度障害者等包括支援事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定重度障害者等包括支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 | ○感染予防に関するマニュアルなど  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○事業所の掲示物  　又は備え付け閲覧物  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等） | 平18厚令171第136条  準用（第34条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(24))  平18厚令171第136条  準用（第34条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第34条第３項）  令３厚令10附則第４条  平18厚令171第136条準用（第35条第１項・第２項）  平18厚令171第136条  準用（第35条の２第１項）  平18厚令171第136条  準用（第35条の２第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 29　秘密保持等  30　情報の提供等  31　利益供与等の禁止 | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  　　③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び管理者は，正  当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘  密を漏らしていないか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては，その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定重度障害者等包括支援事業者は，当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じること。  ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために，指定重度障害者等包括支援事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。  　　なお，この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | ○委員会議事録  ○身体拘束等適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる書類  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画  　面  ○パンフレット | 平18厚令171第136条  準用（第35条の２第３項）  令３厚令10附則第５条  平18厚令171第136条  準用（第36条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第36条第２項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(27)②)  平18厚令171第136条  準用（第36条第３項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(27)③)  平18厚令171第136条  準用（第37条第１項）  平18厚令171第136条  準用（第37条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第38条第１項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　苦情解決 | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，その提供した指定重度障害者等包括支援に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定重度障害者等包括支援事業者は，その提供した指定重度障害者等包括支援に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定重度障害者等包括支援事業者は，その提供した指定重度障害者等包括支援に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。  　　当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。  ○　指定重度障害者等包括支援事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 平18厚令171第136条  準用（第38条第２項）  平18厚令171第136条準用（第39条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(29)①)  平18厚令171第136条  準用（第39条第２項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(29)②)  平18厚令171第136条  準用（第39条第３項）  平18厚令171第136条  準用（第39条第４項）  平18厚令171第136条  準用（第39条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 33　事故発生時の対応  34　虐待の防止  35　会計の区分 | （６）指定重度障害者等包括支援事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定重度障害者等包括支援事業者は，社会福祉法第83条に  規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定重度障害者等包括支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定重度障害者等包括支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定重度障害者等包括支援事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定重度障害者等包括支援事業者は，指定重度障害者等包括支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定重度障害者等包括支援事業者が定めておくことが望ましい。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ○　指定重度障害者等包括支援事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ○　指定重度障害者等包括支援事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。 | ○県等への報告書  ○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類 | 平18厚令171第136条  準用（第39条第６項）  平18厚令171第136条  準用（第39条第７項）  平18厚令171第136条  準用（第40条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(30))  平18厚令171第136条  準用（第40条第２項）  平18厚令171第136条  準用（第40条第３項）  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）  平18厚令171第136条  準用（第40条の２）  令３厚令10附則第２条  平18厚令171第136条  準用（第41条) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 36　記録の整備  37　電磁的記録等  第５　変更の届出等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し，当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から５年間保存しているか。  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（５の(１)の受給者証記載事項又は９の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(２)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  （１）指定重度障害者等包括支援事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定重度障害者等包括支援の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は，当該指定障害福祉サービス指定重度障害者等包括支援の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。 | ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定重度障害者包括支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお，基準第42条第２項により，指定重度障害者包括支援事業者は，指定重度障害者包括支援の提供に関する諸記録のうち，少なくとも次に掲げる記録については，当該重度障害者包括支援を提供した日から，少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。  ① 指定重度障害者包括支援に関する記　　録  ア 基準第19条に規定する指定重度障害者包括支援の提供に係る記録  イ 基準第26条に規定する重度障害者包括支援計画  ウ 基準第35条の２第２項に規定する身体拘束等の記録  エ 基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録  オ 基準第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ② 基準第29条に規定する市町村への通知に係る記録 | ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書  　類  ○各種記録簿冊  ○電磁的記録簿冊  ○変更届（控） | 平18厚令171第136条  準用（第42条第１項）  平18障発第1206001号  第七３(7)  準用(第三３(33))  平18厚令171第136条  準用（第42条第２項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  法第46条第１項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　重度障害者等包括支援サービス費 | （１）指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第８により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  　（ただし，その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定重度障害者等包括  支援事業に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により，指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）重度障害者等包括支援サービス費については，区分６（障害児にあっては，これに相当する支援の度合）に該当し，意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって，次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して，指定重度障害者等包括支援事業所において，指定重度障害者等包括支援を行った場合に，提供した障害福祉サービス及び所要時間に応じ，所定単位数を算定しているか。  ①　指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準の別表の第２の１の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって，四肢すべてに麻痺等があり，かつ，寝たきりの状態にある者のうち，次のア又はイのいずれかに該当するものであること。  　　ア　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  　　　イ　最重度の知的障害のある者  　　②　平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十三に定める基準を満たしていること。  （２）指定重度障害者等包括支援事業所において，平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」第一号に規定する要件を満たし，かつ，同時に２人の重度障害者等包括支援従業者が１人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に，それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護，重度訪問介護，同行援護又は行動援護の中で行った場合に限っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第29条第３項  平18厚告523の１一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18厚告523  別表第８の１の注１  平18厚告543の二十四二十三準用(四)  平18厚告523  別表第８の１の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （緊急時対応加算）  　※地域生活支援拠点等の場合で，居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護のみ対象  （緊急時対応加算）  　※地域生活支援拠点等の場合で，自立生活援助のみ対象  （特別地域加算）  （夜間若しくは早朝又は深夜加算） | （３）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める  施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第八号のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において，利用者又はその家族等からの要請に基づき，指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の変更を行い，当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することになっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては，利用者1人に対し，1月につき2回を限度として，1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護，重度訪問介護，同行援助又は行動援護の中で行った場合に限られているか。  （３の２）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第八号のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が，利用者に対して，当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，当該利用者又はその家族等からの要請に基づき，深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に，1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限られているか。  （４）居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型，就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス費については，平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して，指定重度障害者等包括支援事業者が，指定重度障害者等包括支援を行った場合に，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （５）居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型，就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス費については，夜間又は早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に，１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  また，深夜に指定重度障害者等包括支援を行った場合に，１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○同上  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の１の注３  平18厚告551  平18厚告523  別表第８の１の注３の２  平18厚告551  平18厚告523  別表第８の１の注４  平18厚告523  別表第８の１の注５ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （低所得利用者支援  加算）  （地域生活支援拠点  等加算）  　※短期入所のみ対象  （情報公表未報告減  算）  （業務継続計画未策  定減算）  　※令和７年４月１日から適用  （身体拘束廃止未実  施減算）  （虐待防止措置未実  施減算）  ３ 有資格者支援加算 | （６）短期入所を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス　費については，低所得者等である利用者に対して行われる場合には，別に厚生労働大臣が定める日までの間，１日につき48単位加算しているか。  （７）短期入所を提供した場合に算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第八号のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た場合であって，利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に，当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について，更に所定単位数に100単位を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限られているか。  （８）法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （９）指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （10）指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。    （11）指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の２に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （12）利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを　受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は，重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。  居宅介護，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした従業者が，利用者に対して，指定重度障害者等包括支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として，居宅介護，重度訪問介護，同行援護又は行動援護を提供した場合に限られているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○同上  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の１の注６  平18厚告523  別表第８の１の注７  平18厚告551  平18厚告523  別表第８の１の注８  平18厚告523  別表第８の１の注９  平18厚告523  別表第８の１の注10  平18厚告523  別表第８の１の注11  平18厚告523  別表第８の１の注12  平18厚告523  別表第８の２の注 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| ３－２　喀痰吸引等支援体制加算  ３－３　初回加算  ３－４　医療連携体制加算 | 指定重度障害者等包括支援事業所において，喀痰吸引等が必要な者に対して，登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が，喀痰吸引等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護，  重度訪問介護，同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限られているか。  指定重度障害者等包括支援事業所において，新規に重度障害者等  包括支援計画を作成した利用者に対して，利用を開始した日の属する月につき，所定単位数を加算しているか。  （１）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算については，　指定重度障害者等包括支援事業所において，指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に，所定単位数を算定しているか。  （２）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算について  は，指定重度障害者等包括支援事業所において，指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に，所定単位数を算定しているか。  （３）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定生活介護等又は指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者については，算定していないか。  （４）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅱ）について  は，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定生活介護等利用者については，算定していないか。  （５）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定生活介護等利用者については，算定していないか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる    いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | | |
|  | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の２の２の注  平18厚告523  別表第８の２の３の注  平18厚告523  別表第８の２の４の注１  平18厚告523  別表第８の２の４の注２  平18厚告523  別表第８の２の４の注３  平18厚告523  別表第８の２の４の注４  平18厚告523  別表第８の２の４の注５ | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （６）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅳ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定生活介護等利用者又は短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については，算定していないか。  （７）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅴ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定生活介護等利用者又は短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）を算定している利用者については，算定していないか。  （８）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅵ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して8時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき3人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定生活介護等利用者又は短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）若しくは医療連携体制加算（Ⅴ）を算定している利用者については，算定していないか。  （９）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅶ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従業者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に，当該看護職員1人に対し，1日につき所定単位数を加算しているか。 | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない | | |
|  | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の２の４の注６  平18厚告556  平18厚告523  別表第８の２の４の注７  平18厚告556  平18厚告523  別表第８の２の４の注８  平18厚告556  平18厚告523  別表第８の２の４の注９ | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （10）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅷ）については，喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従業者が，喀痰吸引等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）までのいずれかを算定している利用者については算定していないか。  （11）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度として，1日につき所定単位数を加算しているか。  （12）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅱ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し。1回の訪問につき8~~名~~人の利用者を限度として，1日につき所定単位数を加算しているか。  （13）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し。1回の訪問につき8人の利用者を限度として，1日につき所定単位数を加算しているか。  （14）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅳ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については，算定していないか。  （15）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅴ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に，当該看護職員１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の２の４の注10  平18厚告523  別表第８の２の４の注11  平18厚告523  別表第８の２の４の注12  平18厚告556  平18厚告523  別表第８の２の４の注13  平18厚告523  別表第８の２の４の注14  平18厚告523  別表第８の２の４の注15 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３－５　送迎加算  ３－６　地域生活移行個別支援特別加算 | （16）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅵ）については，喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従事者が，喀痰吸引等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については，算定していないか。  （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」第３号の規定により送迎を実施しているものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国，地方公共団体が設置する指定重度障害者等包括支援事業所を除く。）において，利用者に対して，その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限っているか。  （２）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」第３号の規定により送迎を実施している場合は，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限っているか。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第二号の三のイで規定する施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が，厚生労働大臣が定める者に対して，特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，当該者に対し，３年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく通院期間の延長を行った場合には，当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限っているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の２の４の注16  平18厚告523  別表第８の２の５の注１  平24厚告268  平18厚告523  別表第８の２の５の注２  平18厚告523  別表第８の２の６の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３－７ 精神障害者地域移行特別加算  ３－８　強度行動障害者地域移行特別加算  ３－９　外部連携支援加算 | 指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み，かつ，指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において，当該社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が，精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し，重度障害者等包括支援計画を作成するとともに，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限っているか。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第八のハで規定する施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において，指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち，平成18年厚告第543号の22で規定する基準に適合すると認められた利用者に対し，重度障害者等包括支援計画に基づき，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限っているか。  指定重度障害者等包括支援事業所が，第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって，当該委託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して，重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに，当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け，当該事業所と連携して支援を行ったときに，利用者１人につき１月に４回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の２の７注  平18厚告523  別表第８の２の８の注  平18厚告523  別表第８の２の９のの注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　福祉・介護職員処遇改善加算  ５ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ６　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。５において同じ。）が，利用者に対し，指定重度障害者包括支援を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数  ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数  ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が，利用者に対し，指定重度障害者等包括支援を行った場合に，２から３－９までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十四の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が，利用者に対し，指定重度障害者等包括支援を行った場合は，２から3－9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告543の二十三  準用（二）  平18厚告543の二十四  準用二十一  平18厚告543の二十四の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　福祉・介護職員等処遇改善加算 | （１）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が，利用者に対し，指定重度障害者等包括支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（（1）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定重度障害者等包括支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸  ２から3－9までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数  　⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数  　⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から3－9までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○サービス利用計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第８の３の注１  平18厚告543の二十三  準用二十  平18厚告523  別表第８の３の注２  平18厚告543の二十三  準用二十 |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 平18厚令174 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省令第174号） |
| 令３厚令10 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年１月25日，厚生労働省令第10号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告546 | 厚生労働大臣が定める要件（平成18年９月29日，厚生労働省告示第546号） |
| 平18厚告547 | 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年９月29日，厚生労働省告示第547号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第551号） |
| 平24厚告268 | 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎  （平成24年３月30日，厚生労働省告示第268号） |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年3月30日,厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第556号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |